

平成26年9月22日

お客様各位

株式会社福岡中央銀行

「福中銀ビジネスネットバンキングサービス」をご契約の法人のお客様へ
～補償制度に関するお知らせ～

最近、金融機関のインターネットバンキング利用において、暗証番号等が盗まれて不正なアクセスにより振込が行なわれ、お客様のご預金が詐取されるという事件が多く発生しております。

お客様に「福中銀ビジネスネットバンキングサービス」を安心してご利用いただけるよう、インターネットバンキングの不正アクセス等による被害に対する補償を、下記要領によりいたしますので、お知らせします。

記

<補償制度について>

「福中銀ビジネスネットバンキングサービス」において、預金等の不正な払戻しに遭われた場合に、当行が定める補償限度内において補償を実施するものです。

ただし、次の通り、補償額が減額され、または補償対象とならない場合がございますので、ご注意ください。

<補償額が減額され、または補償対象とならない場合>

1. 次の場合には、補償額が減額され、または補償対象となりません。

- (1)お客様から被害調査の協力が得られない場合
- (2)警察に対して被害事実等の事情説明を行っていただけない場合
- (3)不正な送金等が発生した翌日から30日以内に当行へ事故のお届けをいただけなかった場合
- (4)お客様、またはお客様の従業員等の故意による損害であった場合
- (5)お客様の従業員等が加担した不正による損害であった場合
- (6)第三者からの指示または脅迫を受け、お客様自身が操作した場合
- (7)末尾に記載する【お客様に講じていただくセキュリティ対策】を講じておられなかった場合
- (8)天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合

2. 上記1(1)～(8)の場合以外でも、お客様に、正当な理由なく他人にID・パスワード等を回答してしまった場合等の過失がある場合には、当行は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

3. 上記1、2に該当するかどうかは、お客様の申告、または当行の調査（調査会社による調査を含みます）により、当行が判定いたします。

【お客様に、講じていただくセキュリティ対策】

次のうち複数の対策を講じて下さい。

- ①銀行が導入しているセキュリティ対策を実施していただくこと
- ②使用するパソコンの基本ソフトやウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新いただくこと
- ③インストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を止めていただくこと
- ④セキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼働していただくこと
- ⑤「福中銀ビジネスネットバンキングサービス」に係るパスワードを定期的に変更していただくこと
- ⑥銀行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用は止めていただくこと

以上